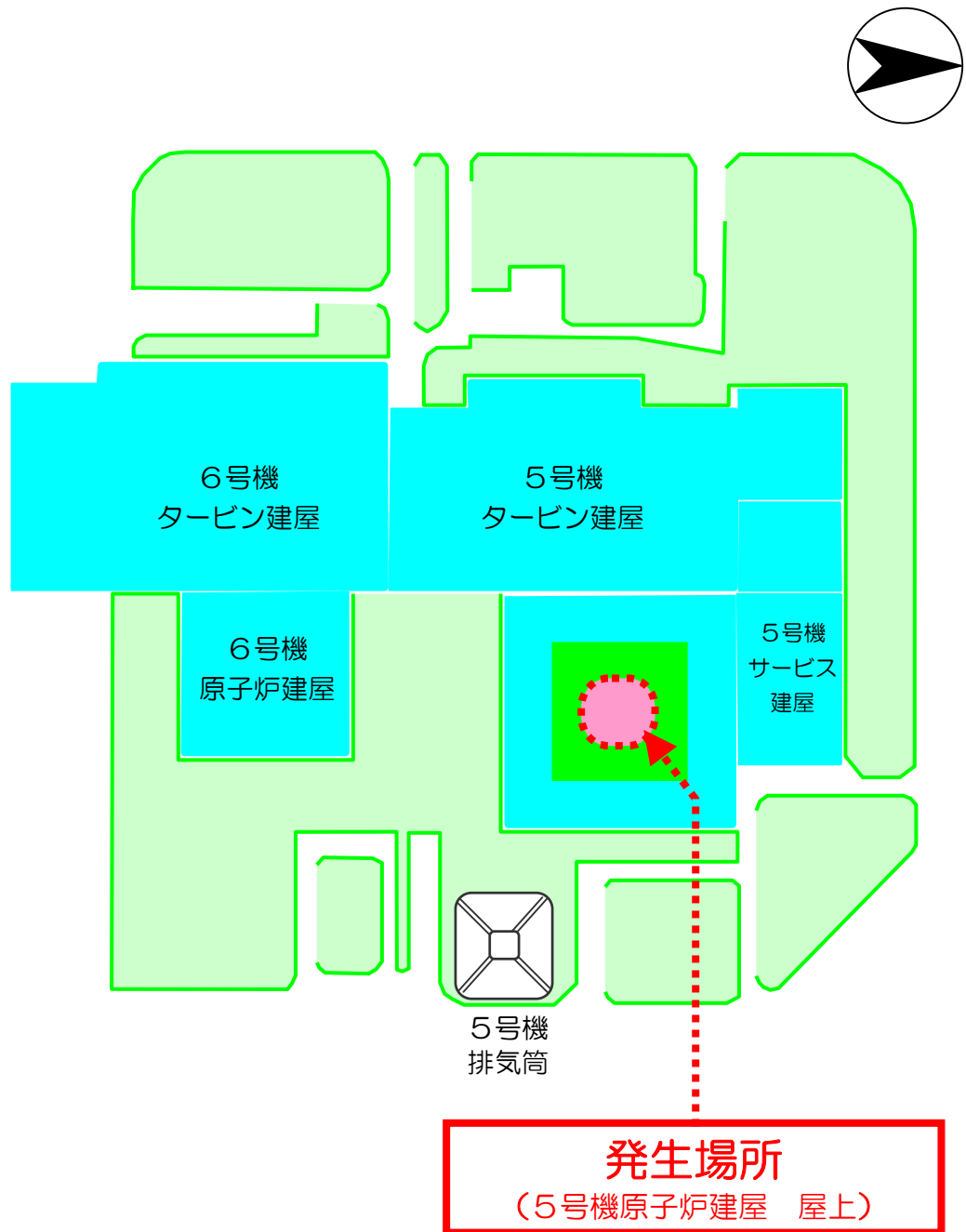


区分：Ⅲ

| | | |
|---------------|--|--|
| 号機 | 5号機 | |
| 件名 | 原子炉建屋屋上（非管理区域）におけるけが人の発生について | |
| 不適合の概要 | 平成 21 年 7 月 14 日午後 2 時 45 分頃、5 号機原子炉建屋屋上（非管理区域）において、防水工事に従事していた協力企業作業員が、体勢を崩し、敷設中の溶融アスファルトに手を付き、左手に火傷を負ったため、業務車で病院へ搬送しました。 | |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u> | <損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中 |
| 対応状況 | 診察の結果、左上肢熱傷Ⅱ度～Ⅲ度と診断されました。 今後、溶融アスファルト敷設部は区画の上、注意表示を行い、作業安全の確保を図ることとします。 | |

5号機原子炉建屋屋上（非管理区域）におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所5号機 屋外